

# 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

令和8・9年度の

後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

令和8年4月1日から保険料率を改定します。

## ●令和8・9年度の保険料率(年額)

令和8年度から  
新設

	現行	改定後		
区分	医療分のみ	医療分	子ども・子育て 支援金分【注3】	合計
所得割率	9.56%	10.13%	0.25%	10.38%
均等割額	48,604	55,380円	1,340円	56,720円
上限額	80万円	85万円	2.1万円	87.1万円

所得割額 = (総所得金額等【注1】-43万円【注2】)×所得割率

注1 総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計をいいます。

注2 合計所得金額が2,400万円以下の場合

注3 子ども・子育て支援金分については、令和8年度の所得割率・均等割額・上限額となります。

令和9年度分は令和8年度中に決定予定。

## ●令和8年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

### ■ 均等割額が7割軽減される方（令和8・9年度の医療分のみ7.2割軽減が適用されます）

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
43万円+10万円×（年金・給与所得者の数（※）-1）

### ■ 均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
43万円+（31万円×世帯の被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数（※）-1）

### ■ 均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
43万円+（57万円×世帯の被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数（※）-1）

※年金・給与所得者の数は、令和7年中の公的年金等収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方。または、給与収入が55万円を超える方が該当します。

問い  
合わせは

市保険年金課

滋賀県後期高齢者医療広域連合

TEL 587-6081 FAX586-2177

TEL 522-3013